

◎合葬墓所在地

字大崎215番地2（上ノ国町葬斎場近く）

◎申請者の資格

合葬墓の使用許可を受けることができる方は、次のいずれかに該当する方です。

- ① 上ノ国町に住所または本籍を有している方で、親族^{※2}の焼骨および改葬焼骨を埋藏しようとする方
- ② 上ノ国町内に所在するお墓に埋藏または納骨堂に収蔵されている親族^{※2}の改葬焼骨を合葬墓に改葬しようとする方
- ③ 上ノ国町に住所または本籍を有していた親族^{※2}の焼骨を埋藏しようとする方
- ④ ①～③のいずれにも該当しない方で、町長が特別な理由があると認めた方

※2 親族とは、配偶者、6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。



◎使用料

焼骨または改葬焼骨 1体につき1万円

（ただし、複数の焼骨などを一度に埋藏する場合、上限額は5万円）

◎申請に必要なとなる書類

申請内容によって必要な書類が異なります。詳しくは、住民課住民環境グループまでご連絡ください。

◎参拝方法について

- ・納骨後の参拝は自由ですが、**供物や供花などは必ずお持ち帰りください。**



持ち帰る！

- ・参拝期間や時間に制限はありませんが、冬期間は駐車場以外の除雪は行いませんので、あらかじめご了承ください。

- ・ご親族などによる読経などの宗教的行為は、他の参拝者の妨げにならない範囲で行うことができますが、線香立てなどは常設していませんので必要に応じて各自ご用意ください。
なお、町では宗教的な行為やその手配などは行いません。



◎使用上の注意

- ① 一つのお墓に複数の焼骨を埋藏する合葬式のお墓のため、**一度埋藏された焼骨はあとから返還することができません。**ご親族と十分に相談してください。
- ② 使用許可後、やむを得ず使用を取りやめることになった場合でも、**原則として一度納付された使用料を返還することはできません。**
- ③ 無宗教施設のため、人種、国籍、宗教、思想などの制限はありません。
- ④ 約1,000体の焼骨を埋藏できます。
※骨壺・骨箱などの副葬品は埋藏できないため、お持ち帰りいただきます。
- ⑤ 生前予約は行いません。
- ⑥ 記名板の設置を希望する場合、事前に住民課住民環境グループまでお問い合わせください。



（記名板）

問い合わせ先 住民課 住民環境グループ